

令和4年9月5日  
保健福祉政策部  
保健福祉政策課

## 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事に伴い移転する世田谷保健福祉センターについて、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例を令和4年第3回区議会定例会に提案する。

### 2 改正内容

世田谷区役所第3庁舎（世田谷区世田谷四丁目22番33号）に設置されている世田谷保健福祉センター（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）について、順次、第2庁舎（世田谷区世田谷四丁目22番35号）に移転するため、以下のとおり位置を変更する。

- (1) 第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「及び」の次に「35号並びに」を加える。
- (2) 第2条の表世田谷区立世田谷保健福祉センターの項中「東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに」を「東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号及び」に改める。

#### <世田谷保健福祉センター 移転スケジュール>

	現在	10/11～	10/17～	12/5～(予定)
健康づくり課	第3庁舎	第2庁舎		
生活支援課	第3庁舎	第2庁舎		
子ども家庭支援課	第3庁舎	第2庁舎		
保健福祉課	第3庁舎	第2庁舎		

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行予定日

- (1) 令和4年10月11日（上記2（1）の事項）
- (2) 規則で定める日（上記2（2）の事項） ※令和4年12月5日を予定

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年9月 窓口におけるチラシ（別紙参照）、区のおしらせ9月15日号等による周知  
令和4年第3回区議会定例会（改正条例案の提案）

## 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表①

改正後	改正前																								
<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 711 1070 1219"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに若林四丁目22番13号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第8条 省略</p>	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに若林四丁目22番13号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号	<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 711 2069 1219"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び若林四丁目22番13号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第8条 省略</p>	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び若林四丁目22番13号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び35号並びに若林四丁目22番13号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号																								
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号及び若林四丁目22番13号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号																								

## 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表②

改正後	改正前																								
<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p>	<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p>																								
<p>(目的及び設置)</p>	<p>(目的及び設置)</p>																								
<p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p>																								
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>																								
<p>第2条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号 及び若林四丁目22番13号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号 及び若林四丁目22番13号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号 及び35号並びに若林四丁目22番13号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区北沢二丁目8番18号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区等々力三丁目4番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区成城六丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td> <td>東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号 及び35号並びに若林四丁目22番13号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番35号 及び若林四丁目22番13号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号																								
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目22番33号 及び35号並びに若林四丁目22番13号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目8番18号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目4番1号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目2番1号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目22番14号																								
<p>第3条～第8条 省略</p>	<p>第3条～第8条 省略</p>																								

## 世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表③

改正後	改正前
<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第8条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例中第1条の規定は令和4年10月11日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区立保健福祉センター条例 平成8年12月6日条例第49号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和22年法律第101号)第18条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。</p> <p>第2条～第8条 省略</p>

